

日高市告示第292号

日高市空き家・空き地バンク実施要綱を次のように定める。

平成29年11月27日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

日高市空き家・空き地バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家・空き地バンクの実施に関し必要な事項を定めることにより、市内の空き家及び空き地の有効活用を図り、もって市内への定住促進及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住その他の使用がされていない建築物（耐震性が確保され、かつ、法令上、住宅としての利用が可能であるものに限る。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 駐車場、資材置場その他の利用がされておらず、かつ、建築物（安全上その他の理由により解体しなければならないものを除く。）が存しない土地であって、地形上及び法令上、住宅を建築することが可能であるものをいう。
- (3) 媒介事業者 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部川越支部（以下これらを「団体」という。）の会員（市内に事業所を有するものに限る。）であって、空き家及び空き地の売買契約及び賃貸借契約の締結の媒介を行う資格のある事業者として市長の登録を受けたものをいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家及び空き地の情報を登録し、これを一般に公開することにより、媒介事業者を通して当該空き家又は空き地の所有者と市内に居住を希望する者をマッチングさせる制度をいう。

(媒介事業者の登録等)

第3条 市内に事務所を有する団体の会員は、媒介事業者の登録を受けようとするときは、日高市空き家・空き地バンク媒介事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、その登録を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、登録の可否を決定し、その旨を日高市空き家・空き地バンク媒介事業者登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 媒介事業者は、第1項の申請書の記載内容に変更があった場合又は媒介事業者の登録の取消しを希望する場合は、その旨を速やかに市長に申し出るものとする。
(物件登録等)

第4条 空き家又は空き地の売却又は賃貸を希望するその所有者(当該空き家又は空き地の売却又は賃貸に係る媒介を他に依頼しているものを除く。)は、当該空き家又は空き地について空き家・空き地バンクへの登録(以下「物件登録」という。)を受けようとするときは、日高市空き家・空き地バンク物件登録申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該空き家又は空き地の状態が確認できる写真
- (2) 当該空き家又は空き地の所有者であることが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、媒介事業者のうちから当該空き家又は空き地の売却又は賃貸に係る媒介を依頼する者(以下「媒介担当者」という。)を指定するものとする。ただし、申請者が媒介担当者を指定しない場合は、市長が代わって指定するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、現地調査等による審査の上、登録の可否を決定し、その旨を日高市空き家・空き地バンク物件登録(不登録)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、登録の決定を行ったときは、媒介担当者を併せて通知するものとする。

4 物件登録の期間は、前項の規定により登録の決定を行った日から同日から起算して2年を経過する日が属する年度の末日までの間とする。

5 前各項の規定は、空き家又は空き地の物件登録の更新について準用する。
(物件登録事項の変更)

第5条 物件登録を受けている者(以下「登録者」という。)は、当該物件登録に係る空き家又は空き地について前条第1項の申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに日高市空き家・空き地バンク物件登録事項変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(物件登録の取消し)

第6条 登録者は、物件登録の取消しを申し出るときは、日高市空き家・空き地バンク物件登録取消申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、物件登録中の空き家又は空き地が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家又は空き地の物件登録を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定による申出のあった空き家又は空き地
- (2) 第9条第2項の規定による報告により、売買契約又は賃貸借契約の締結が確認された空き家又は空き地

3 市長は、物件登録中の空き家又は空き地が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家又は空き地の物件登録を取り消すことができる。

- (1) 所有権が移転した空き家又は空き地
- (2) 偽りその他不正な手段により物件登録がされた空き家又は空き地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が物件登録の継続について適当でないと認める空き家又は空き地

4 市長は、前項の規定により物件登録を取り消したときは、その旨を日高市空き家・空き地バンク物件登録取消通知書（様式第7号）により、当該物件登録を受けていた者に通知するものとする。

（空き家及び空き地の情報の公開）

第7条 市長は、市ホームページへの掲載その他適当な方法により、物件登録中の空き家及び空き地の情報のうち、次に掲げる事項を公開するものとする。

- (1) 所在地及び主要施設までの距離
- (2) 空き家又は空き地の状態
- (3) 売却又は賃貸の別及び希望価格
- (4) 空き家の間取及び設備等の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（空き家・空き地バンクの利用の申込み等）

第8条 物件登録中の空き家又は空き地を居住の目的で購入し、又は賃借しようとする者（以下「空き家・空き地バンク利用希望者」という。）は、日高市空き家・空き地バンク利用申込書（様式第8号）を市長に提出し、空き家・空き地バンクの利用を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、日高市空き家・空き地バンク利用申込者報告書（様式第9号）により、その空き家・空き地バンク利用希望者を当該申込みに係る空き家又は空き地の媒介担当者に報告するものとする。

（媒介担当者による媒介）

第9条 前条第2項の規定による報告を受けた媒介担当者は、当該報告に係る空き家・空き地バンク利用希望者と交渉を行い、空き家又は空き地の売買契約又は賃貸借契約の締結の媒介を行うものとする。

2 前項の規定により交渉を行った媒介担当者は、その結果を日高市空き家・空き地バンク交渉結果報告書（様式第10号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

日高市空き家・空き地バンク媒介事業者登録申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

日高市空き家・空き地バンク実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり媒介事業者の登録を申請します。

記

宅地建物取引業 免 許 番 号	
事務所所在地	日高市
事務所電話番号	
媒介可能な業務	<input type="checkbox"/> 売買契約の媒介 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約の媒介
会員所属団体名	<input type="checkbox"/> 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部 <input type="checkbox"/> 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部川越支部

様式第2号（第3条関係）

日高市空き家・空き地バンク媒介事業者登録（不登録）決定通知書

第 号
年 月 日

様

日高市長 印

年 月 日付けで申請のあった媒介事業者の登録について、下記のとおり決定したので、日高市空き家・空き地バンク実施要綱第3条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 登 録

宅地建物取引業 免 許 番 号	
事 務 所 所 在 地	
事 務 所 電 話 番 号	
媒 介 可 能 な 業 務	
会 員 所 属 団 体 名	
備 考	

2 不 登 録

理 由	
-----	--

様式第3号（第4条関係）

日高市空き家・空き地バンク物件登録申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

日高市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり物件登録を申請します。

記

登録区分	<input type="checkbox"/> 空き家		<input type="checkbox"/> 空き地		
物件所在地	日高市				
主要施設までの距離	駅 km	病院 km	学校 km		
空き家	面積	土地	m ²		
		建物	1階	m ²	階別用途
			2階	m ²	
			3階	m ²	
	合計	m ²	建物用途		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）				
状態	空き家になった時期	年 月	建築年月	年 月	
	改修の要否		改修費用の負担		
	<input type="checkbox"/> 改修不要（直ちに入居可能） <input type="checkbox"/> 小規模改修が必要 <input type="checkbox"/> 大規模改修が必要		<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
空き地	面積	m ²			
	解体建築物の有無	<input type="checkbox"/> 有り	解体費用の負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 土地の購入者又は賃借者負担 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 無し			
売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却		<input type="checkbox"/> 賃貸		
希望価格	空き家	建物	円 / 土地	円	
	空き地	円			

媒介担当者の指定	<input type="checkbox"/> 以下の媒介事業者を媒介担当者に指定します。 〔商号又は名称 〕
	<input type="checkbox"/> 媒介担当者の指定を市長に委任します。

様式第4号（第4条関係）

日高市空き家・空き地バンク物件登録（不登録）決定通知書

第 号
年 月 日

様

日高市長 印

年 月 日付で申請のあった物件登録について、下記のとおり決定したので、日高市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 登 録

登録区分及び番号	登録区分		登録番号	
物件所在地				
売却・賃貸の別	売却・賃貸			
希望価格	円			
登録の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
指定媒介担当者				

2 不登録

理 由	
-----	--

様式第5号（第5条関係）

日高市空き家・空き地バンク物件登録事項変更届出書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所
届出者 氏 名 印
電話番号

日高市空き家・空き地バンク実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり物件登録の変更を届け出ます。

記

登録区分及び番号	登録区分		登録番号	
変 更 事 項	変更前の内容		変更後の内容	

※ 必要に応じて変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号（第6条関係）

日高市空き家・空き地バンク物件登録取消申出書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所
申出者 氏 名 印
電話番号

日高市空き家・空き地バンク実施要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり物件登録の取消しを申し出ます。

記

登録区分及び番号	登録区分		登録番号	
理 由				

※ この申出を受け付けた日が物件登録の取消日となります。

様式第7号（第6条関係）

日高市空き家・空き地バンク物件登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

日高市長 印

年 月 日付で、下記の物件登録を取り消したので、日高市空き家・空き地バンク実施要綱第6条第4項の規定に基づき通知します。

記

取り消した物件登録	登録区分		登録番号	
理 由				

様式第8号（第8条関係）

日高市空き家・空き地バンク利用申込書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所
申込者 氏 名 印
電話番号

日高市空き家・空き地バンク実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり空き家・空き地バンクの利用を申し込みます。

記

希 望 物 件	登録番号	
	所在地	日高市
購入又は賃借の希望	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借	
居 住 計 画	(建物改修、居住時期等の計画を記入してください。)	

注意等

- 1 売買契約又は賃貸借契約の締結の媒介については、指定を受けた宅地建物取引業者（媒介担当者）が行い、市は、一切これに関与しません。
- 2 この申込書に記載された情報は、媒介担当者に提供しますが、本事業の目的以外には使用しません。

様式第9号（第8条関係）

日高市空き家・空き地バンク利用申込者報告書

第 号
年 月 日

様

日高市長 印

年 月 日付けで、下記の者から空き家・空き地バンクの利用の申込みがあったので、日高市空き家・空き地バンク実施要綱第8条第2項の規定に基づき報告します。

記

希 望 物 件	登録番号	
	所在地	日高市
購入又は賃借の希望	<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 賃借

申込みをした者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

様式第10号（第9条関係）

日高市空き家・空き地バンク交渉結果報告書

年 月 日

（あて先）日高市長

媒介担当者 商号又は名称

代表者氏名

印

日高市空き家・空き地バンク実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交渉の結果を報告します。

記

1 交渉した物件

登録区分及び番号	登録区分		登録番号	
所有者（登録者）	住所			
	氏名			

2 交渉した相手

空き家・空き地バンク 利用希望者	住所	
	氏名	

3 交渉の結果

契約の成否	<input type="checkbox"/> 成立 【契約種別】 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 【契約年月日】 年 月 日 【契約金額】 円 <input type="checkbox"/> 不成立 (理由等：)
特記事項	